

改正概要説明書	
国名： アルゼンチン	法令名： 商標法
改正情報： 政令 No. 27/2018 により 2018 年 1 月 11 日改正	
改正概要：	
<p>1. 1 出願多区分指定への移行及び出願願書の記載事項変更(第 10 条)</p> <p>旧法における「登録を求める分類ごとに出願しなければならない」との規定が削除され、実質的に 1 出願で複数の分類区分を指定できるよう変更された。また、出願願書への記載事項の内、「共和国首都における特定の住所」が「特別の電子送達宛先」に変更された。</p>	
<p>2. 異議申立制度に関する改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立の提出形式(電子提出)及び提出宛先(工業所有権庁)の変更，異議申立書の記載事項(電子送達宛先)の追加(第 14 条)。 ・ 異議申立の和解期間を「1 年」から「3 月」に変更，和解に至らない場合，工業所有権庁商標局が異議決定を行う(第 16 条)。 ・ 商標局の決定に対して，決定通知後 30 就業日以内に連邦民事商事審判所へ上訴できる。また，不服審判は工業所有権庁に提出し，庁はこれを裁判所に付託する(第 17 条)。 ・ 裁判所で手続中又は終結している異議決定不服訴訟で，その結果が通知されていないものは工業所有権庁が相応に決定する(第 18 条)。 ・ 第 16 条に関する規定の変更による廃止(第 19 条)。 	
<p>3. 登録無効手続に関する規定の改正(第 24 条)</p> <p>登録の無効請求は工業所有権庁に提出し，工業所有権庁が決定を下す。また，無効決定の通知後 30 就業日以内に連邦民事商事審判所に対して不服審判請求することができる，と改正された。</p>	
<p>4. 登録の不使用取消請求手続に関する規定の改正(第 26 条)</p> <p>不使用取消請求は工業所有権庁に提出し，取消請求の決定に対して決定通知後 30 就業日以内に連邦民事商事審判所に対して不服審判請求することができる，と改正された。また，商標権者は商標登録付与後 5 年後，6 年満了前に，その時までの商標の使用に関する宣誓供述書を提出しなければならないとする規定が追加された。</p>	
<p>5. 登録商標の侵害に関する規定の改正(第 31 条)</p> <p>併科される罰金の金額の変更(「100 万アルゼンチン・ペソ以上 1 億 5 千万アルゼンチン・ペソ以下」から「4,000 ペソから 10 万ペソまでの罰金」)及び工業所有権庁は状況により当該罰金額を変更できることが追加された。</p>	
<p>6. 工業所有権庁の果たす機能に関する規定の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業所有権庁のファイル管理に関する規定が，商標の手続遂行に関する行政手続の保 	

全についての対応に関する規定に改正された(第46条)。

・工業所有権庁の取る措置に関する規定が、工業所有権庁の施行当局としての機能全般を定めた規定に改正された(第47条)。

改正内容：

・**第10条**

旧法における「登録を求める分類ごとに出願しなければならない」との規定が削除された。また、出願願書への記載事項が一部変更された。

・**第14条**

異議申立の形式及び提出先の変更。異議申立願書の記載事項の変更

・**第16条**

異議申立の出願人への通知から処理決定に至るまでの手続が改正された。

・**第17条**

異議申立の決定に対する訴訟の提出期限及び提出先に関して規定の改正があった。また、決定に対する不服審判の提出について規定の追加があった。

・**第18条**

訴訟係属中又は終結しているが、その結果が通知されていない異議申立事案について、工業所有権庁の対応を規定する条項を追加した。

・**第19条**

廃止された。

・**第24条**

工業所有権庁の、商標無効決定の手続について、規定が追加された。また、無効決定ら対する審判請求に関して規定が追加された。

・**第26条**

商標の取消決定に対する審判請求に関する規定が追加された。また、商標登録所有者による当該商標の使用に関する宣誓供述書提出に関する規定が追加された。

・**第31条**

登録商標の不正使用に対する罰金金額が変更された。また、罰金額の変更に関して、規定が改正された。

・**第46条**

工業所有権庁のファイル管理に関する規定が、「商標の手続遂行に関する行政手続の保全是、政令 No. 1, 131/16 又は将来それを代替又は改正する政令に従ってなされなければならない」と変更された。

・第47条

「工業所有権庁の取る措置は規則で定める額の手数料納付により決定される」規定が、
「工業所有権庁の商標登録手続に関する施行当局としての機能を定めた」規定に変更された。